

利 用 料 金 (令和3年4月1日現在)

(1) サービス提供利用料

介護サービス (1日につき)

	所要時間	
	6時間以上	
	7時間未満	
要介護1		710円
要介護2		844円
要介護3		974円
要介護4		1,129円
要介護5		1,281円

介護予防サービス (1ヶ月につき)

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

(2) サービス提供利用料加算

入浴介助加算 (介護)	40円/回
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (介護) 退院日または認定日から3ヶ月以内	110円/回
運動機能向上加算 (介護予防)	225円/月
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (介護) *6月に1回	5円
口腔機能向上加算 (Ⅰ) (介護)	150円
栄養改善加算 (介護)	200円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 要支援1 要支援2 要介護1~5	72円/月 144円/月 18円/回
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に4.7%を 乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に2.0%を 乗じた単位数

(3) 実 費

- ・食費(昼食代、おやつ等を含む) 550円
- ・日用品 115円
(バスタオル・入浴用タオル・おしぼり・シャンプー・リンス・石鹸等)

※令和3年4月1日より、税込み価格表示。

通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とします。なお、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した場合は、一旦ご利用料金全額を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これをお住まいの市区町村にご提供の上、差額の払い戻しをお受け下さい。

※平成30年8月から一定以上の所得がある方については利用者負担が2~3割となります。